

## 東北地方太平洋沖地震被災者の受入方針

東北・関東地方を襲った未曾有の大震災・津波の発生から一週間が経過し、被災地との通信・連絡網が回復するにつれ、次第に甚大な被害の実相が明らかになりつつある。

沖縄県においては、災害発生後直ちに危機管理・対策本部会議及び被災地支援本部会議を開催し、災害対応、被災地支援に全力を挙げて取り組んでいる。

既に、支援物資ワーキングチームにより現地への物資支援の枠組みが確立されたところだが、今後、被災地から全国各地へ避難・移動する被災者が増えていくことが予想されるため、下記のとおり被災者の受入方針を決め、関係部局に指示した。

沖縄県は、今こそ長い歴史の中で培われた県民の友愛・相互扶助の精神、チムグクルを発揮する機会であると考えている。

被災者の皆様にはどうぞ安心して温暖の地、沖縄で疲れた心と体を休めていただきたい。

1. 県は、被災地から状況によっては数万人規模の被災者が避難・来県する事を想定し、必要な措置をとる。
2. 当面着のみ着のまま避難する被災者等については下記のとおり対応する。
  - (1) 宿泊施設の確保  
ホテル・旅館業組合、ユースホステル、民間アパート等と連携して宿泊所の確保に務める。
  - (2) 旅費・宿泊費の負担  
企業・関係団体の協力も求めつつ、食料品・日用品の提供を含め被災者に対し経済的負担を軽減する。
  - (3) 医療、福祉、教育サービスの提供  
被災者の状態に応じた医療、福祉、教育サービスを提供する。  
また、災害弱者、とりわけお年寄りや障がい者、児童生徒に対しては所要の施設を確保する。  
さらに、PTSD等に対する精神的ケアを行う。
3. 災害復旧が長期にわたることを想定し、今後市町村、関係団体と連携し下記の措置をとる。
  - (1) 県営住宅をはじめとする公的住宅の提供。
  - (2) 仮設住宅の供給
  - (3) 県民と同等の医療福祉・教育等行政サービスの確保
4. その他  
以上の措置を実施するため、沖縄県支援対策本部の下に「被災者支援ワーキングチーム」を設置する。